

子どもの権利条例事務局整理案

前文

- ・ 条例を制定する趣旨や基本原則などを示すもので、条例制定の理念を強調する必要があるため置く。

第1章 総則

条例の目的

用語の定義

- ・ 子ども、保護者などの用語を定義する。

関係者の責務

- ・ 保護者、施設管理者、事業者、市などの関係者の責務を規定する。

第2章 子どもの権利の普及

- ・ 子ども権利の普及、学習等への支援等を規定する。

第3章 子どもにとって大切な権利

日本国憲法や子どもの権利条約などによって、子どもに保障されている権利の中から青森の子どもたちの状況を踏まえながら、特に大切にされるべき権利を規定する。

子どもにとって大切な権利

- ・ 総論として子どもの権利を規定する。

生きる権利

- ・ 命を大切にされ、みんなに愛されながら健やかに生きるなどの権利を規定する。

守られる権利

- ・ 個性が認められ自分の考えを表すこと、暴力やいじめなどから守られることなどの権利を規定する。

育つ権利

- ・ 教育を受け、自分の意見を持ち、ときには休んだり遊んだりして自分らしく育つなどの権利を規定する。

参加する権利

- ・ 自分の意見を自由に表現したり、そのために必要な情報を教えてもらい、社会に参加するなどの権利を規定する。

第 4 章 生活の場における権利の保障

子どもが生活している場における権利の保障のあり方を、「家庭」、「育ち学ぶ施設」、「地域」という 3 つの領域に分け規定するとともに、その他の重要な権利についてもあわせて規定する。

家庭における権利の保障

- ・子どもが生活する最も基本的な場である「家庭」における保護者の役割を既定する。
- ・保護者の役割、虐待及び体罰等の禁止などを規定する。

育ち学ぶ施設における権利の保障

- ・学校や保育園、児童養護施設等子どもが育ち学ぶ施設について、その施設にかかわる関係者（設置者、管理者、職員）の役割を規定する。
- ・施設関係者の役割、いじめの防止、虐待及び体罰の禁止などを規定する。

地域における権利の保障

- ・子どもの多様な体験機会を生み出す「地域」に着目して、市民及び事業者の役割等を規定する。
- ・地域における市民及び事業者の役割、児童虐待等について規定する。

参加・意見表明の機会の保障

- ・子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し参加することを保障し、子どもの健やかな成長・発達を支えることを規定する。
- ・子ども参加等の促進、市の施設に関する子どもの意見、子ども委員会議等について規定する。

子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

- ・障がい、性別、財産等の子ども自身やその家族が置かれている状況を理由として、子どもが差別や不利益を受けないことを目的に市民等の役割を規定する。

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済

子どもの権利の侵害に関する相談・救済について、関係機関等が協力・連携し、権利の侵害に対応することを規定する。

第 6 章 施策の推進

子どもの権利保障にとって市の施策が重要であることから、指針となる行動計画の策定等について規定する。

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

市における子どもにかかわる施策を、子どもの権利保障の観点から調査、審議する機関として、子どもの権利委員会を設置することを規定する。